

令和8年6月8日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	保田真二
(3) 処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
(4) 事故等の概要	令和7年12月18日及び令和8年1月26日、当局が上記事業者に対する海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、使用船舶にかかる中間検査の未受検、特定教育訓練の未実施等の海上運送法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。
(5) 処分等の内容	<p>【輸送の安全確保命令について】</p> <p>以下に掲げる措置について、令和8年7月8日までに当局あて文書にて報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 船舶所有者は、船舶安全法第18条第1項第1号に基づく検査を受検し、同項第7号に定める検査に合格した船舶に有効な船舶検査証書を受有させた上で航行の用に供すること。</li><li>② 特定小型船舶所有者は、船員法第118条の5第1項に基づき、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施すること。</li><li>③ 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4、第21条の5及び第22条第2項並びに安全管理規程第55条第4項に基づき、輸送の安全情報を公表すること。</li><li>④ 安全統括管理者は、海上運送法施行規則第19条の2の2、第22条の6及び第23条の6に基づき、毎事業年度の経過後100日以内に、所轄の地方運輸局長に輸送の安全情報を報告すること。</li><li>⑤ 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4</li></ol>

条に基づき、船舶安全法や船員法をはじめ、輸送の安全を確保するために、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。

- ⑥ 経営トップは、安全管理規程第6条に基づき、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、内部へ周知すること。
- ⑦ 経営トップは、安全管理規程第7条に基づき、安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施すること。
- ⑧ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法や船員法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- ⑨ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、船舶安全法や船員法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- ⑩ 安全統括管理者又は運航管理者は、安全管理規程第20条に基づき、使用船舶の変更、航路の新設等、この規程に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議すること。
- ⑪ 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、配船計画を作成するときは、使用船舶の安全性を検討し、有効な船舶検査証書を受有させた船舶を運航すること。
- ⑫ 運航管理者は、配乗計画を作成又は改定する場合は、安全管理規程第22条に基づき、特定教育訓練終了者を乗り組ませる等、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているか、その安全性を検討すること。
- ⑬ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。
- ⑭ 運航管理者は、安全管理規程第31条及び運航基準第4条に基づき、運航基準に定める事項を記載した運航基準図を作成すること。
- ⑮ 船長は、安全管理規程第40条に基づき、船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作



令和8年6月23日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	保田 真二
(3) 処分等の種類	事業の停止命令
(4) 事故等の概要	令和7年12月18日及び令和8年1月26日、関東運輸局が上記事業者に対する海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、使用船舶にかかる中間検査の未受検、特定教育訓練の未実施、旅客不定期航路事業の事業計画の変更認可を受けずに事業計画を変更していたこと等、海上運送法等関係法令が遵守されていない事実を確認した。
(5) 処分等の内容	【事業停止命令について】 海上運送法21条の5において準用する法第17条及び第22条第2項において準用する法第19条の14に基づき、令和8年6月23日から令和8年7月29日までの37日間、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業の事業を停止すること。
(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数 Ⅰ) 旅客不定期航路事業(関東不5003) 65点 (うち輸送の安全に関する違反点数 58点)  Ⅱ) 一般不定期航路事業 59点 (うち輸送の安全に関する違反点数 58点)